

大垣市部活動地域移行基本構想（素案）
資 料 編

教職員アンケート

集計結果概要版

2 学校教職員 アンケート

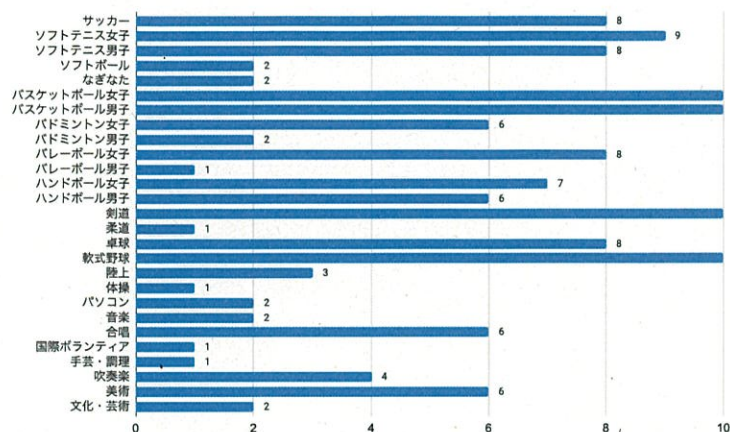
【アンケート概要】

実施目的	地域クラブ活動への移行に向けた実態調査
対象者	中学校教職員 ・ 競技団体 ・ 少年団、クラブ
対象者数	136名 ・ 14団体 ・ 77団体
実施方法	Googleフォーム
回答数/回答率	中学校教職員 ・ 競技団体 ・ 少年団・クラブ 136名 / 100% ・ 7団体 / 50.0% ・ 58団体 / 75.3%

3 [教職員_基礎情報] 大垣市_中学校部活動地域移行構想策定_アンケート

基礎情報について n=136

【部活動数】



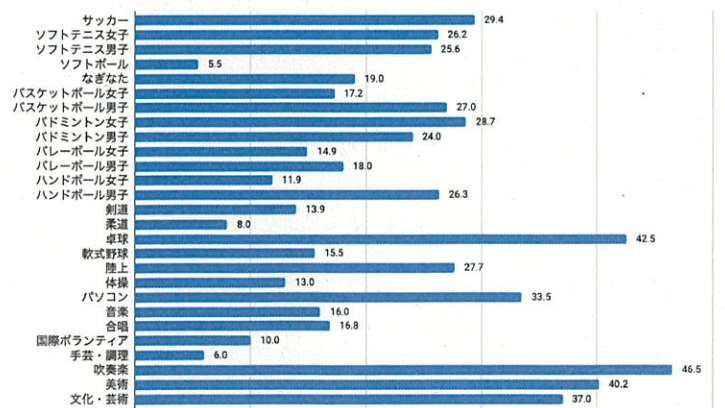
部活動名	回答数	部活動名	回答数
サッカー	8	柔道	1
ソフトテニス女子	9	卓球	8
ソフトテニス男子	8	軟式野球	10
ソフトボール	2	陸上	3
なぎなた	2	体操	1
バスケットボール女子	10	パソコン	2
バスケットボール男子	10	音楽	2
バドミントン女子	6	合唱	6
バドミントン男子	2	国際ボランティア	1
バレーボール女子	8	手芸・調理	1
バレーボール男子	1	吹奏楽	4
ハンドボール女子	7	美術	6
ハンドボール男子	6	文化・芸術	2
剣道	10		

© Sports Data Bank Group

4 [教職員_基礎情報] 大垣市_中学校部活動地域移行構想策定_アンケート

基礎情報について n=136

【平均所属人数】



部活動名	回答数	部活動名	回答数
サッカー	29.4	柔道	8.0
ソフトテニス女子	26.2	卓球	42.5
ソフトテニス男子	25.6	軟式野球	15.5
ソフトボール	5.5	陸上	27.7
なぎなた	19.0	体操	13.0
バスケットボール女子	17.2	パソコン	33.5
バスケットボール男子	27.0	音楽	16.0
バドミントン女子	28.7	合唱	16.8
バドミントン男子	24.0	国際ボランティア	10.0
バレーボール女子	14.9	手芸・調理	6.0
バレーボール男子	18.0	吹奏楽	46.5
ハンドボール女子	11.9	美術	40.2
ハンドボール男子	26.3	文化・芸術	37.0
剣道	13.9		

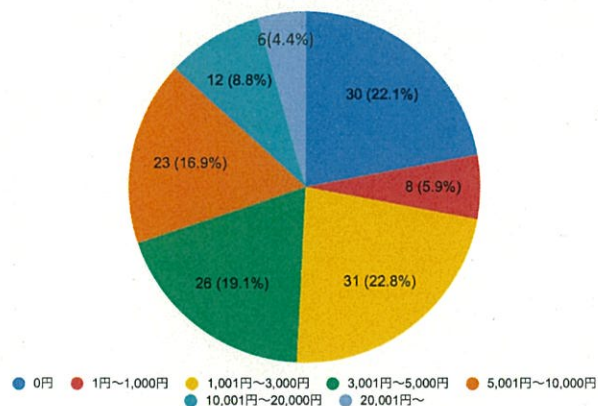
- 部活動数P3に対して平均所属人数P4を見ると、運動系では、卓球で部活動数に対して所属人数が多く、文化系では、吹奏楽、美術、文化・芸術が多くなっている。

© Sports Data Bank Group

5 【教職員_経費について】大垣市_中学校部活動地域移行構想策定_アンケート

経費について n= 136

【年間徴収している部費の1人当たり合計金額】



- 部費の徴収金額は¥0と¥1,001～¥3,000が最も多くとなっている

【競技ごとの平均額】

(単位：円)

部活動名	平均額	部活動名	平均額
サッカー	5,763	柔道	0
ソフトテニス女子	3,667	卓球	3,875
ソフトテニス男子	2,350	軟式野球	6,500
ソフトボール	6,500	陸上	8,133
なぎなた	3,450	体操	2,400
バスケットボール女子	3,000	パソコン	0
バスケットボール男子	2,730	音楽	7,000
バドミントン女子	4,583	合唱	12,500
バドミントン男子	1,550	国際ボランティア	0
バレーボール女子	3,750	手芸・調理	0
バレーボール男子	5,000	吹奏楽	49,500
ハンドボール女子	6,857	美術	500
ハンドボール男子	8,458	文化・芸術	500
剣道	5,650		

© Sports Data Bank Group

6 【教職員_指導者について】大垣市_中学校部活動地域移行構想策定業務_アンケート

主たる指導者について

n= 136

	顧問	外部指導者	その他指導者	保護者
サッカー	5	3	0	0
ソフトテニス女子	5	4	0	0
ソフトテニス男子	4	4	0	0
ソフトボール	2	0	0	0
なぎなた	0	2	0	0
バスケットボール女子	4	6	0	0
バスケットボール男子	7	3	0	0
バドミントン女子	2	2	1	1
バドミントン男子	1	1	0	0
バレーボール女子	0	8	0	0
バレーボール男子	1	0	0	0
ハンドボール女子	3	4	0	0
ハンドボール男子	2	4	0	0

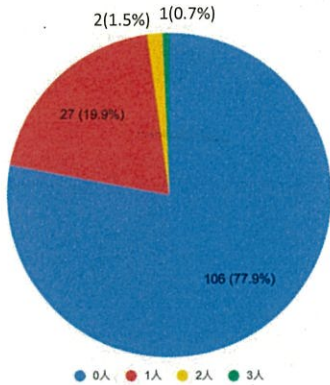
	顧問	外部指導者	その他指導者	保護者
剣道	7	2	1	0
柔道	0	1	0	0
卓球	6	2	0	0
軟式野球	5	4	0	1
陸上	2	1	0	0
体操	0	1	0	0
パソコン	2	0	0	0
音楽	2	0	0	0
合唱	6	0	0	0
国際ボランティア	1	0	0	0
手芸・調理	1	0	0	0
吹奏楽	3	1	0	0
美術	6	0	0	0
文化・芸術	2	0	0	0
合計	79	53	2	2

- 部活動における主たる指導者は顧問：58.1%、次いで外部指導者：39.0%となっている

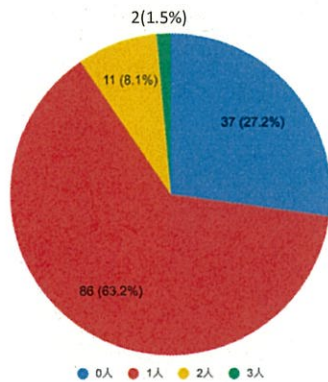
© Sports Data Bank Group

指導者について(全体) n= 136

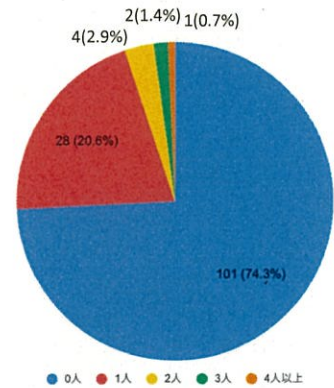
【顧問のうち担当部活動の指導者資格(コーチ等)を所有している人数】



【外部指導者のうち担当部活動の指導者資格(コーチ等)を所有している】



【社会人指導者で指導者資格を保有している人数】

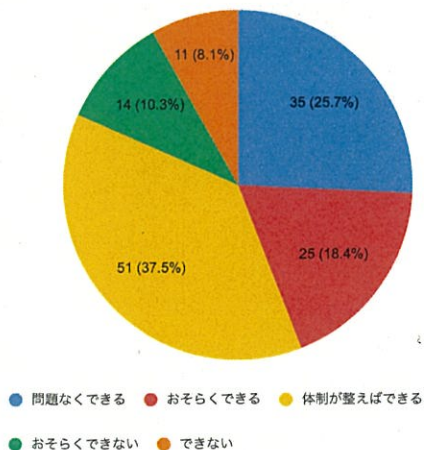


- ・ 顧問において指導者資格を保持していないが77.9%であり、多くの指導者が無資格状態である
- ・ 外部指導者においては27.2%が無資格状態であり、指導力の平準化や現場における安全性担保のためにもライセンス取得を推進していく必要があると考えられる。

© Sports Data Bank Group

地域連携について n= 136

【地域連携（休日の指導を外部指導者や社会人指導者が中心となって指導）できる可能性として考えられるもの】



<問題なくできる>

- ・ 現在も外部指導者を中心に休日の練習を進めているから
- ・ 保護者と連携をとりながらできている
- ・ コーチ資格を有し、学校の部活動方針をご理解いただいた上で、適切な指導をしていただいているから

<おそらくできる>

- ・ 現在も休日の練習は、保護者コーチが中心となって練習を進めてくださっているため

<体制が整えばできる>

- ・ 事務的な手続き等ができる人、他チームとの練習試合等の調整ができる人が必要
- ・ 外部指導者がおらず、保護者に頼っている組織のため、外部指導者を補填していただけたら運営しやすくなると思います
- ・ 指導をしたい教員もいるので、地域の人として指導できる制度も作っていくべきだと思う。地域丸投げもよくないしやりたい人は活用すべき。お金謝礼も必要だと思う
- ・ 出欠連絡等、保護者との連絡が取れるようにする体制作りが必要

<おそらくできない>

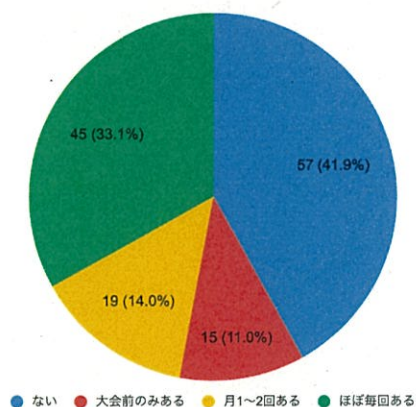
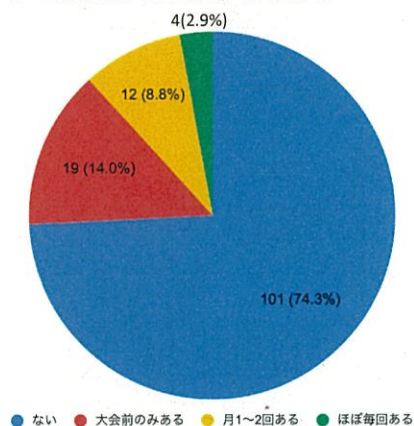
- ・ 外部指導者の方が高齢。来れる日も少ない。保護者指導者も3年生の保護者のため、夏以降はいなくなる
- ・ 校舎開放と鍵の管理のため

<できない>

- ・ 外部指導者がいないから
- ・ 顧問なしで校内に入れない

© Sports Data Bank Group

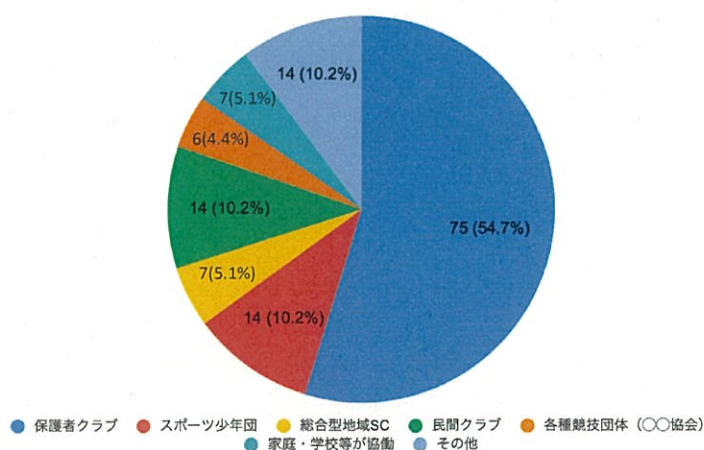
練習について[休日の練習について] (部活動がある日の最も長く練習できる場合) n= 136

【土曜日に部活動、日曜日に保護者クラブ
(逆も含む) で活動することがあるか】【土曜日、日曜日両日とも保護者ク
ラブで活動することがあるか】

- ・部活動、保護者クラブを併用することで毎週末活動している割合は33.1%ある
- ・土日のどちらかには部活動に参加し、両日とも保護者クラブで活動している割合は約25%となっている

© Sports Data Bank Group

担当部活動の有力な移行先として考えられるもの n= 136



その他 (分からない・思い当たるものがない・移行できない)

- ・鍵や備品管理、指導者がそもそもいない
- ・保護者間の人間関係が困難でうまく行きそうにない

保護者クラブ

- ・既に体制が整っている (ソフトテニス、バスケ、バドミントン、バレー、ハンドボール)
- ・保護者の理解、協力が得られている
- ・現在土日は移行済みで運営している

スポーツ少年団

- ・小学校からの延長でやりやすい
- ・保護者や指導者間での連携も出来上がっている

総合型SC

- ・サッカー関係者でその話が進んでいる
- ・社会人指導者が状況をよく理解している

民間クラブ

- ・民間クラブが充実しており、1/3くらいは民間で活動している
- ・保護者は忙しくて指導する側にはなれない

各種競技団体

- ・大会運営者だから
- ・単体では人数が減少し、団体戦などに出不来から

家庭・学校等が協働

- ・学校の備品を使用しているから
- ・保護者の協力を得られているから

© Sports Data Bank Group

担当部活動の移行先に求める条件や必要要件

指導者	・顧問と指導者との連携 ・外部指導者の確保、連携、育成 ・専門的な指導者の確保 ・活動内容、方針の明確化 ・技術面だけでなく精神面のサポート ・教育活動への理解 ・勝ち負けにこだわらない ・十分な休暇があること
費用	・活動費の確保、新たな収益源の獲得（スポンサー等） ・保護者の負担（金銭面・手伝い等）軽減 ・指導者謝金 ・保険加入
場所	・場所、施設確保 ・学校のセキュリティ面
その他	・教員が参加しなくても運営できるか（試合引率など含め） ・保護者の協力 ・大会の参加基準、方法 ・問題発生時などの責任の所在がどこになるのか ・連絡手段を簡単にしてほしい（保護者間、保護者-指導者間など） ・イメージが持てないので分からない ・外部指導者が学校部活動に関わるのであれば、クラブに所属していない生徒にも平等に接してほしい

© Sports Data Bank Group

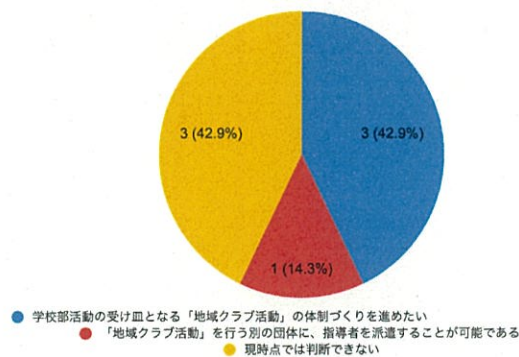
令和5年度中学校部活動地域移行構想策定

競技団体向けアンケート

集計結果

基礎情報について n=7

【地域クラブ活動の運営について】



- ・ 合計7団体の回答を得た
- ・ 3団体が地域クラブ活動の体制づくりを進めたいと考えている
(上記3団体：体操協会、バスケットボール協会、なぎなた協会)

© Sports Data Bank Group

受け皿について n=3

【地域クラブ活動として活動していく際の小中学校の教職員の指導】

- ・ 3件の回答全て、指導者としての受け入れが可能との回答であった
- ・ 受け入れは可であるが、他校の生徒も指導してもらえることが条件
- ・ 受け入れないと指導者の確保が難しい

【指導者派遣ができる人数と派遣可能な曜日】

- ・ 団体の中には10名程度の指導者を派遣可能とのことであった
- ・ 派遣に関する費用については1,500円～3,000円 /1時間
- ・ 派遣可能時間帯は平日：18時～21時、休日：9時～21時
- ・ 派遣実績として、スポーツ教室を年間30教室程度実施している

【現時点では判断できない理由】

- ・ 組織として、人的、経済的な支援を行う体制が整っていないため
- ・ ソフトボール部がある中学校が少ないため

© Sports Data Bank Group

スポーツ少年団が、中学校部活動の受け皿となり「地域クラブ活動」を行っていくことに対するご意見

賛成	・スポーツ少年団が受け皿になることも方法のひとつである ・スポーツ少年団と一緒に活動すれば指導者・場所も確保でき双方の活力が生まれるが練習内容・稼働時間・会費・当番等 解決しなければならない課題が生じる ・今現在の少年団の活動とは別にしての受け入れなら、可能であるかもしれませんが、指導者・会場の問題があります ・少年団がよければよいのではないかと。逆にありがたい
反対	・特殊な競技（体操）なので、無理がある ・少年団と中学校部活動の指導のレベルに大きな差がある（サッカー）ため、難しいと思う ・大垣の少年団は、市内でほぼ一本化された団体の場合は各中学部活動としては困難

・指導者確保の観点では受け皿となり得るが、競技レベルや会場、事務的な手続きの部分で課題がある様子が見受けられる

少年団ではないクラブが、中学校部活動の受け皿となり、「地域クラブ活動」を行っていくことに対するご意見

賛成	・クラブが受け皿になることも方法のひとつである ・既に保護者会が受け皿となり、クラブを立ち上げている学校もある ・今現在の活動とは別か一緒に活動するかはクラブによりますが、受け入れ可能かと思います。ただし、指導者・会場の問題があります ・少年団のようなボランティアではなく、全て有料のクラブ活動に移行することが現実的だと思う ・周りと調整ができていれば問題ないと思われます
反対	・（競技種目として）指導者不足のため、大変苦しい

・保護者クラブのような既にある団体を受け皿とすることが最もイメージしやすいのではないかと
 ・課題は少年団同様、指導者確保、会場などがあげられている

© Sports Data Bank Group

近隣の中学校部活動が、一つの「地域クラブ活動」として活動していくことに対するご意見

賛成	・地域全体として受け皿になることも方法のひとつである ・活動内容等の視察や意見交換、また、合同練習もしていきたい ・今現在だと一番考えられる案だと思いますが、指導者・会場の問題もあり、どこまで力を入れて活動するのかも考える必要がある ・中学校の指導者がよいのであれば、逆にありがたい
反対	・活動拠点の確保が難しいので、現実的ではないと思う

・今現在最も考えられる案という意見もあれば、会場確保の観点で現実的ではないという意見もある

「地域クラブ活動」の運営団体に対するご意見（運営団体：各地域クラブ活動を統括する団体）

賛成	・反対ではないが、活動費・指導費の問題がある ・運営資金をどのように確保するかが課題 ・クラブチームのみを指導しているが、希望があれば中学校の部活動の受け入れも考えている。ただ、使用できる会場も限りがありますので、学校を開放してもらいたいと考えています。 ・地域のスポーツ協会が母体にならざるを得ないと思う ・営利目的に走らなければよい
反対	・子供達の活動を営利目的に利用してほしくない ・指導者不足のため、クラブ化が厳しい

・活動資金の確保が最も課題である
 ・営利目的にならないような配慮が必要となる

© Sports Data Bank Group

（「地域クラブ活動」全般に関わって）「地域クラブ活動」に関するご意見

賛成

- ・指導者の確保及び資質向上が重要である 定期的に活動できる場所が確保できるのか？ 誰が施設を調整するのか？ 勝利至上主義のために子どもを集めないよう監視・指導する必要がある 趣旨に則った地域クラブのみ補助金を交付する。
- ・活動費・指導費の問題。
- ・行政・学校側の方針など意見交換する機会を設けてほしい。

反対

- ・中学校部活での活動が「地域クラブ活動」に移行すると、地域により十分な活動が出来ないところもあり活動内容に差が出てくる。
- ・現状ほぼ全校に社会人指導者がおり、部活動・中学校クラブの境目が分かりませんし、学校の先生方にも指導されたい方もみえます。「先生の負担を減らすために地域クラブ活動に移行」と言われていますが、どうしたいのかが見えてきません。クラブ活動だと保護者も負担が大きいと思ってみえるようです。
- ・指導者不足のため、大変厳しい

- ・指導者確保、活動費などの財源確保は賛成・反対いずれにおいても課題である
- ・しっかりとした方向性の決定が重要である

© Sports Data Bank Group

令和5年度中学校部活動地域移行構想策定

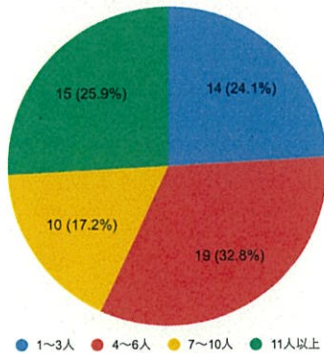
少年団・クラブ向けアンケート

集計結果

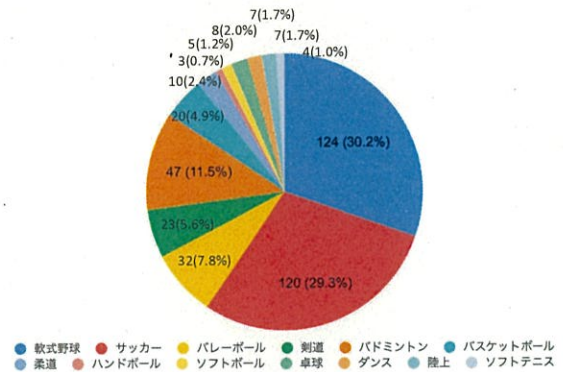
指導者について

n=58

【指導者数】※全体



※種目別



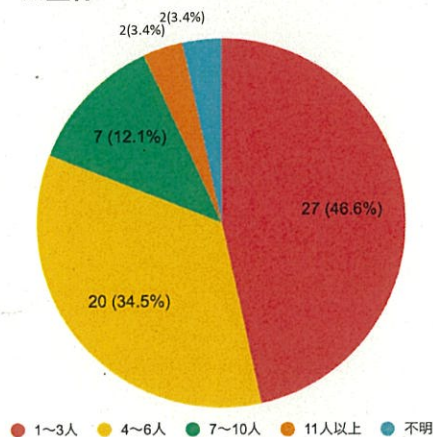
- ・指導者数は軟式野球が最も多く、次いでサッカーとなっている
- ・指導者が4～6名の少年団が最も多い

© Sports Data Bank Group

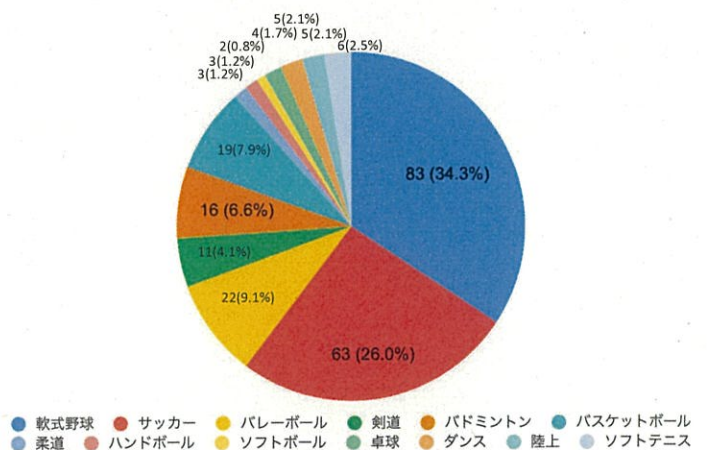
指導者について

n=58

【指導者全体の内資格保有している指導者数】※全体



※種目別

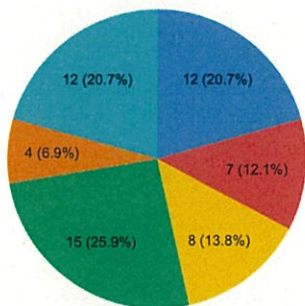


- ・資格保有者も軟式野球が最も多く、次いでサッカーとなっている
- ・バドミントン、剣道、柔道では半数以上の指導者が資格を保持していない

© Sports Data Bank Group

指導者について n=58

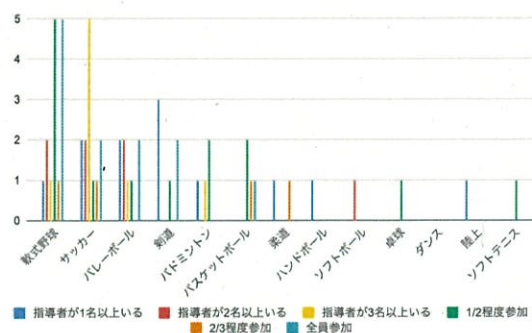
【指導者の指導状況】※全体



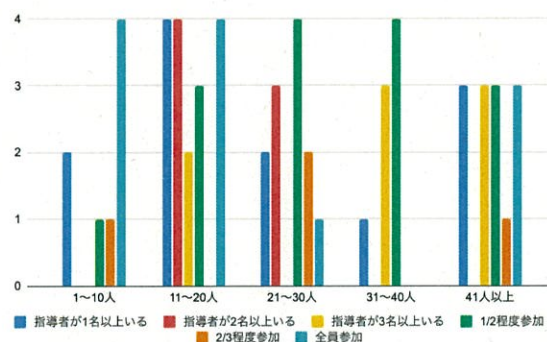
● 指導者が1名参加している ● 指導者が2名参加している ● 指導者が3名以上いる
 ● 全指導者の内1/2程度参加 ● 全指導者の内2/3程度参加 ● 全員参加

- ・どの団体も最低1名以上の指導者を確保できた際に練習を実施している
- ・全指導者の半数以上が毎回参加する団体が53.5%であった
- ・20.7%は全指導者が毎回参加している

※種目別



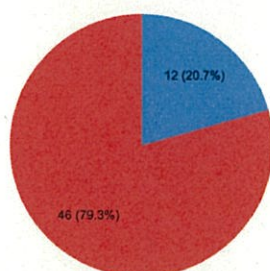
※所属人数別



© Sports Data Bank Group

指導者について n=58

【指導者の派遣について】

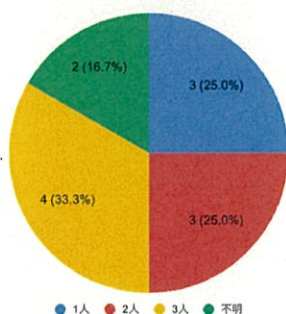


● 貴団体の指導者を「地域クラブ活動」として活動している別の団体に派遣できる
 ● 貴団体の指導者を「地域クラブ活動」として活動している別の団体に派遣できない

＜派遣できる団体の種目内訳＞

- ・軟式野球：3団体
- ・サッカー：3団体
- ・バレーボール、柔道：各2団体
- ・剣道、ハンドボール：各1団体

【指導者の派遣可能人数について】※全体



● 1人 ● 2人 ● 3人 ● 不明

＜派遣できない理由＞

- ・指導者不足
- ・時間的制約、時間がない
- ・派遣内容（状況・場所等）がわからないため
- ・指導者のスケジュールによる問題
- ・指導者が保護者であるため

© Sports Data Bank Group

指導者について n=12

【休日1時間当たりの派遣単価について】

- ・もらえればいくらでも
- ・0円
- ・1,000円以上
- ・最大で3,000円

【休日派遣可能時間帯】

- ・8:00～17:00の間
- ・おおむね半日程度の活動
- ・ナイター（17:00以降）の対応が可能という意見もあった

【平日1時間当たりの派遣単価について】

- ・もらえればいくらでも
- ・0円
- ・1,000円以上
- ・最大で3,000円

【平日派遣可能時間帯】

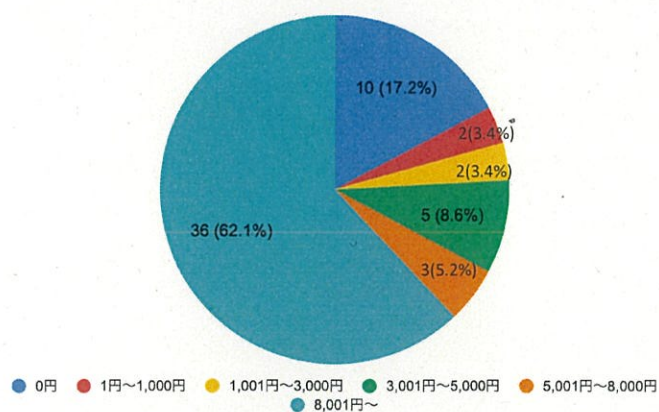
- ・17:00～21:00の間
- ・おおむね2時間程度

- ・指導者の報酬については無償と有償という回答が半数ずつであった
- ・指導者の派遣可能時間帯については平日の場合夕方以降という回答が全てであった（18:00～、19:00～という状況もありだが、終了時刻は回答全てが21:00であった）
- ・休日は午前、午後どちらか半日という声が多い

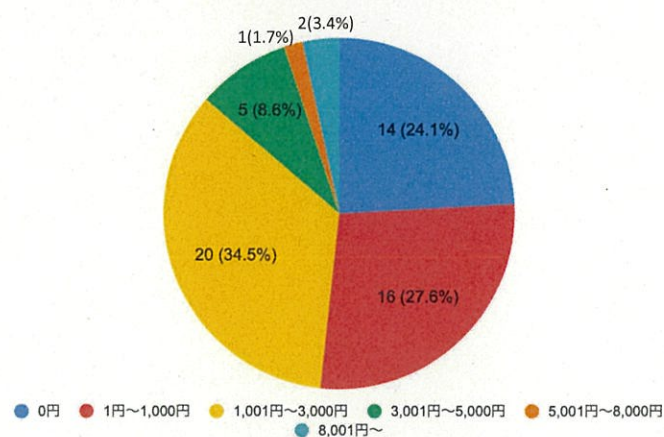
© Sports Data Bank Group

費用について n=58

【徴収している年間参加費（一人当たり）】



【徴収している月間参加費（一人当たり）】



- ・年間では8,001円以上が最も多く62.1%であった
- ・月間では1,001円～3,000円が最も多く34.5%、次いで1,000円以下の27.6%であった
- ・参加費が0円の団体が年間17.2%、月間0円の団体が24.1%あった

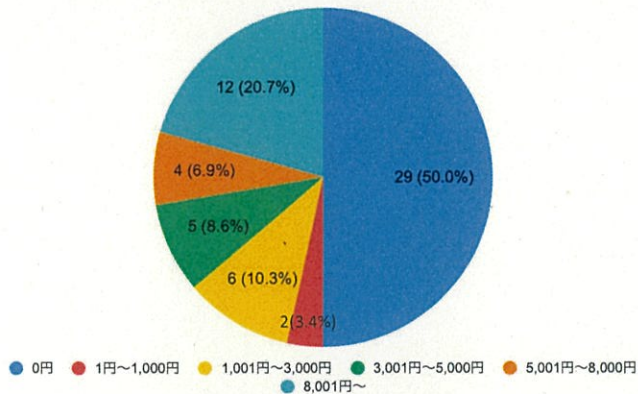
© Sports Data Bank Group

25 【少年団・クラブ_費用について】大垣市_中学校部活動地域移行構想策定業務_アンケート

費用について n=58

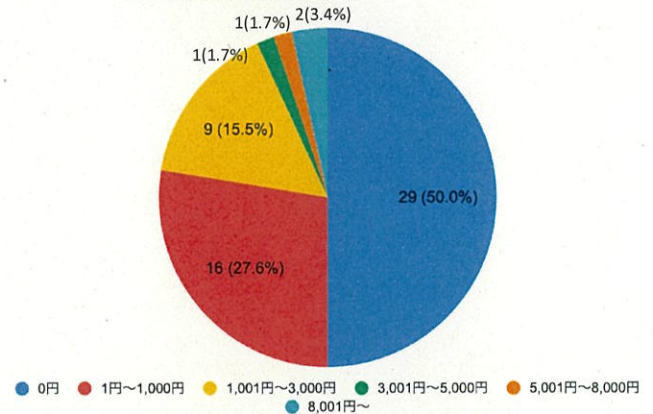
【徴収している年間参加費（一人当たり）以外の保護者負担額】

例：試合等における飲食代、遠征費など



【徴収している月間参加費（一人当たり）以外の保護者負担額】

例：試合等における飲食代、遠征費など



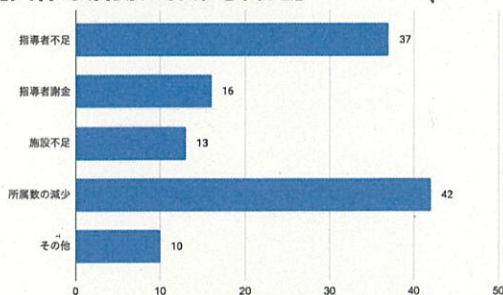
- ・年間で0円が50%に対して8,001円以上が20.7%とばらつきが大きかった
- ・月間では0円が最も多く50%、次いで1,000円以下の27.6%であった

© Sports Data Bank Group

26 【少年団・クラブ_活動について】大垣市_中学校部活動地域移行構想策定業務_アンケート

団体の活動について n=118（複数回答）

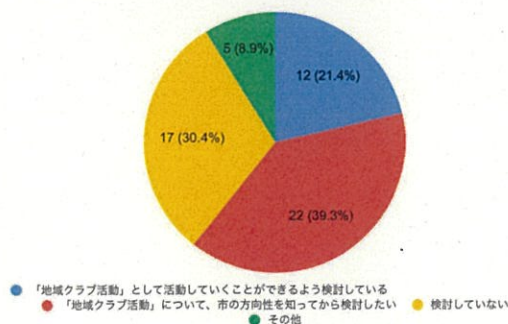
【団体の活動における課題】



- ・最も多い課題は所属数の減少、次いで指導者不足であった
- ・その他として特別な支援が必要な子供に対する指導、指導者の経験不足、年度によって団員数にばらつきがあるなどがあつた

地域クラブ活動について n=56

【地域クラブ活動の検討について】



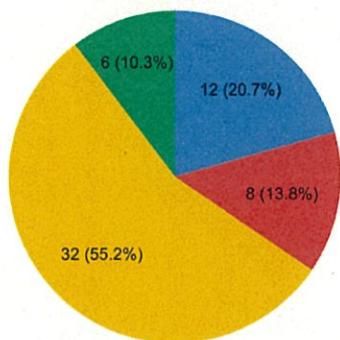
「検討している」と回答した理由

- ・中学校の部活動をクラブ化に向けて活動している
- ・「地域クラブ活動」ができるよう指導員・保護者・選手の意見交換会を定期開催中
- ・スポーツに携わる子ども高校、大学、社会人チーム、団体が地元であれば県外に選手が流出されることなく、育成年代の保護者、選手に明確な進路、目標、計画性が生まれる。その枠組みを市町村がサポート、支援してくれるか否か。
- ・地域中学生部活顧問と保護者クラブとの連携強化、組織づくり
- ・まだ具体的な開催方法等詳細は不明だが協力していく予定

© Sports Data Bank Group

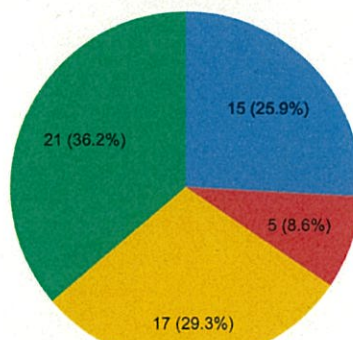
地域クラブ活動について n=58

【今後の活動の方向性】



- 試合等に出場する人数を確保できているため、今後も単独で活動を継続したい
- 試合等に出場する人数を確保できず、所属数が減少してきているため他の団体と合同で活動したい
- 該当なし（中学生には指導をしていない）
- その他

【地域クラブ活動の運営について】



- 現在の活動に中学生が参加できる
- 現在の活動とは別に中学生を受け入れることができる
- 条件が整えば受け入れることができる
- 受け入れは困難である

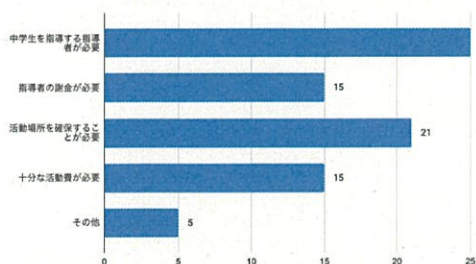
- ・今後の方向性としては単独での活動継続が20.7%、合同を検討しているが13.8%であった
- ・地域クラブの運営について63.8%で何かしらの条件が整えば受け入れ可能と回答であった

© Sports Data Bank Group

地域クラブ活動について n=81（複数回答）

【地域クラブとして活動していく際の条件】

※地域クラブ活動の運営について「条件が受け入れる」と回答した団体



- ・人数が多い、目が行き届かない
- ・指導者不足
- ・平日の対応が難しい
- ・なかなか練習会場が確保出来ず苦労しているので、学校を解放する等してほしい。
- ・学校の歩み寄りについて打ち合わせできれば

地域クラブ活動について

【地域クラブ活動の運営について「受け入れは困難である」と回答した理由】

- ・指導者不足
- ・ルールが違う
- ・ネットの高さやボールが違う
- ・指導者不足、卒団後の進路（部活、クラブチーム）を絞れないのでは？
- ・中学生を入れると市内全部の中学の面倒を見ることになり、指導者とコートの確保が不足する。
また、オムニコートがない
- ・小学生を対象としている、中学生の指導はできない
- ・地域クラブで享受できる月謝では成り立たないため
- ・小学生とのレベルの差による練習メニューの差別化が困難
- ・活動する施設の確保や管理が難しそうです
- ・個人への練習の場所としての提供は出来るが、指導・活動が確保できるかという無理、同時間にミニとジュニアの両方は出来ない

スポーツ少年団が、中学校部活動の受け皿となり「地域クラブ活動」を行っていくことに対するご意見（同じ競技）

賛成

- ・方向性は理解できる。ただ、核となる運営主体の基盤強化や指導者の青少年を育成していくという意欲を持続させる手立てが必要と考える
- ・実際の指導期間が6年から9年に延びるため、いい事と考えます
- ・出来れば良いと思うが、練習会場・指導者の謝金などの事をクリアしてからだと思う
- ・少年団中学の部を作ることがシンプルで、指導者と親との関係性が出来上がっているのでスムーズだと思うし、傘下にする事で指導方針や体制構築も明確になると思う。しかし、選択制の学校にとっては、どっちつかずの状態である。
- ・挑戦していけば良いと思う。困難も多々ありますが、スポーツは良いものだし、大人にとっても生きる活力になる。子どもにも、良いことだと思う。
- ・少年団活動に中学生が参加することは今現在も実施しており問題はない
- ・少年団退団後に親指導者が子供が在校中の一定期間なら活動が出来るかも知れません。又、活動の場所の確保や保護者の各方面での協力も必要です
- ・要請されれば、受け皿として、ご協力させていただこうという気持ちはあります
- ・チーム数を減らして指導者を確保する

反対

- ・競技のルール、使用用具、技術レベル、体格差などが違い難しい
- ・スポーツ少年団が中学校の範囲まで移行準備が整っていない中で、少年団に望むことは難しい
- ・少年団指導者の動向を把握出来ていないのに、どうやって部活動の受け皿になれるのか
- ・そもそも少年団のサッカーと中学校のサッカーは全く別物であり同じフィールドでの議論は陳腐である。
- ・無償では無理
- ・少年団員数が多い為、中学生まで受け入れない
- ・指導者不足、指導者が足りていない

- ・全体的には難しいのではないかとこの声の方が多い
- ・競技によって小・中でルール・使用用具・技術レベルなどが変わる点への対応が求められている

© Sports Data Bank Group

競技団体が運営するクラブが、中学校部活動の受け皿となり、「地域クラブ活動」を行っていくことに対するご意見（同じ競技）

賛成

- ・中学校との連携が出来て、時間、場所、指導者が確保できれば可能
- ・クラブとして、受け入れることは可能であると考え。ただし、クラブの子供、保護者の考えと、部活動での活動の考え方が大きく違うようであれば難しい
- ・競技人数確保のためには、いい事と考えます
- ・出来れば良いと思うが、練習会場・指導者の謝金などの事をクリアしてからだと思う
- ・有資格指導者への十分な謝金
- ・国や県のバックアップ（費用面・練習環境など）が必要
- ・指導者側は問題ないが、中学生が現在の活動日に合わせて参加できるのか？
- ・選手が活動を希望する団体での活動を尊重できる（選手ファースト）・少子高齢化の現代社会においてスポーツ（武道）により地域活性化につながる・高い志をもつ選手が増えトップジュニアアスリートの養成につながる
- ・具体的なクラブ名は知らないが、費用は掛かるかもしれないが、この方法が一番現実的と思う
- ・強化チーム・選抜チーム等の形ならば大変有効かつ妥当だと思うが、スポーツ人口は減少すると推測する
- ・大垣市内全中学校の柔道部を柔道協会が各々の道場ならびに別のクラブ活動体として子供の指導していくことは可能

反対

- ・部員などの勧誘が難しい！現在は部活動が自由参加となっており競技をする学生が少なくなっている。学校に対して校内の状況が把握できていない
- ・クラブというのは営利を目的としていることがあるので望ましいとは言えない
- ・西濃地区のクラブは一部のチームを除いて運営出来ていないのでは？
- ・こちらも理想であって、現実的には難しいと思う
- ・選手の育成方針や目的について考え方の違いがあるため、敬遠する保護者もあり、戸惑いが出る保護者もいると思う

- ・最も現実的ではないという声が散見される
- ・クラブチームは営利を目的にしているところもあり、指導者側へ謝金を支払うことが可能になればという声も見られた

© Sports Data Bank Group

近隣の中学校部活動が、一つの「地域クラブ活動」として活動していくことに対するご意見（同じ競技）

賛成

- ・学校ごとのすり合わせが必要
- ・顧問の負担が減るなら良い
- ・競技人数確保のためには仕方ないと思う
- ・少年団の中に入り小学校までは育成会として指導し、中学校からは競技スポーツとしての指導をして行くような形の活動方向が出来れば良いと考えています。
- ・練習会場・指導者の確保などがクリア出来れば可能だと思う。
- ・実現は可能だと思うが色々な壁をどう取り壊していくか問題山積だと思う。
- ・少年団との関係性が良好であれば問題ない
- ・少年団と切り離して活動するならよい
- ・多数での活動は活気が出て良いが、大会参加時は学校単位での参加となる？
- ・保護者のモチベーションによっては、トラブルを招くリスクがあるが、必要に応じて、複数の学校が集まって活動するのも良いと思います
- ・クラブチームとして活動しているところが、複数の学校区から選手が集まっていることから可能だと思います
- ・大変良い事だとも思うが、中学から始めた子への配慮と差別化も必要
- ・クラブの後ろ盾となる組織が必要

反対

- ・各学校の行事予定が把握できないので合同練習が難しい
- ・学校中心の部活から、外部指導員で行うクラブ活動との境が何なのかが問題。学校中心の地域クラブでは、なかなか受け入れがたい面がある。どのような子供の構成にもよるが、時間制限などがあるのであれば・・・ただ、中学校のスポーツの部活も、すべての生徒が何らかの部活に入ることがなくなった今、部活動の人員も減ってきているとお聞きしており、さらに部活動の活動時間や範囲も縮小されてきています。どんどんスポーツをする子供が減る中で、部活動を外部指導員中心のクラブへ移行することは望ましいが、うまく移行ができるのかが不安
- ・自身の学校で活動ができないことはとても不便であり、練習時間を削ることになる為賛成できない

- ・全体的には賛成の声が多い
- ・課題としては学校（部活動）ごとの方針や保護者の理解であるという意見が見られる

© Sports Data Bank Group

「地域クラブ活動」の運営団体に対するご意見（運営団体＝各地域クラブ活動を統括する団体）（同じ競技）

賛成

- ・理念をもった運営団体であって欲しい。
- ・民間で受け入れていただきたい
- ・中学校になると、複数の少年団（小学校）が集まるので体制や取り組み方の擦り合わせが必要だと思います
- ・中学校施設・道具等の使用と道具の買い替え費用の負担が課題
- ・運営費がどこから、いくら出るか
- ・競技種目ごとに組織していくとコミュニケーションがとりやすく協力しやすい。何をするにも、動きやすい。加えて、同じ中学で活動する種目と薄くてもつながりは、あった方がよい。
- ・野球であれば全日本軟式野球連盟がいい
- ・全ての中学校を受け入れる事が出来る団体はないので行政、各学校または生徒がクラブを選択し協力し合いながら活動していくのがいいかと思います。
- ・はじめの立ち上げとして、大垣市で一つ運営団体を稼働させてから、各それぞれで運営が出来るように変えていく。まずは大垣市体育連盟でやってほしい。教育委員会でも可能かと
- ・地域性にあった活動をする
- ・どのような形であれ、移行したクラブ活動は何のためのものなのか？を定義する必要があると思います。部活動の代わりなのか？競技に特化すべきなのか？教育なのか

反対

- ・地域の範囲が難しい
- ・現実としてクラブ化が先行している岐阜市地域や隣県では、クラブ化は「強化クラブ」という傾向が強く、レベルの高い選手育成という意味で今後主流となっていくように感じる。そこには初心者や高いレベルを必ずしも目指さない中学生の居場所は無いように思う。
- ・傘下とする団体がバラバラなのは問題がある。ひとつのピラミッドの中で構造を明確化していくことが大事なのでは。
- ・各学校の保護者に委ねる（一任）やり方は、個人的には活動継続が難しいのではないかと考えています
- ・保護者や選手のことについて大変考えられているが、指導者の立場についてあまり考えられていないと思う

- ・既存団体が受け皿になるのか、新規に立ち上げるのかを気にする声が多い
- ・統括する団体とはどこを差しているのかわからないという声もある

© Sports Data Bank Group

(「地域クラブ活動」全般に関わって) 「地域クラブ活動」に関するご意見

賛成

- ・指導者の確保、活動拠点の確保が重要
- ・ソフトボールでも外部指導員と学校の先生で構成されたチームがございますが、本当にうまくいっているのかは、わたしたちクラブチームではわからない。ただ、先生方に外部指導員は気を使って見えることは、間違いのないでしょう。できるのであれば、すべての指導者が、外部の方が行うことが望ましいように思います。ただ、それはその中学校の生徒で構成されるのであれば、地域クラブ活動になるのか。
- ・中学生の部員数により、2つ以上の中学校の合同クラブ活動の実施も検討が必要
- ・大人の都合ではなく、すべてを子どもメインにした発想に統一して頂きたい
- ・使用できる施設が少なく、その課題解決が最も重要
- ・競技志向の選手はクラブチームへ、エンジョイ志向の選手は地域クラブへ、というすみ分けをしてはどうでしょうか。
- ・子ども達が、満足できる組織 子ども達を一番大切できる組織を作りましょう
- ・少年団の指導者は経験者の親で運営しており、子供の卒業と一緒に少年団の指導者から離れて行くので、少年団の指導者が地域クラブの指導に参加できれば、指導者も継続して残りやすく、指導者の経験値も増えていくので指導力も上がると思う。中学の地域クラブも少年団が関与した方がいいと思う。
- ・練習場所、指導者、金銭面など地域移行の課題は市など行政のサポートがあれば、それほど難しくないと思います

反対

- ・近隣中学校との受け入れに対してはその学校行事が判らないため難しいし運営費等はどうなるのか？はっきりしていないため難しい
- ・少年団の活動でいっぱいいっぱい難しい
- ・地域クラブ活動への移行により学校単位での活動（大会参加）はどうなるのか？中体連の意味が無くなっていくのではないのか？方向性がよく見えない中でどのように進んでいくのか見当のしようが無い。
- ・基本的に少年団の指導者はボランティア活動の為に賞金が発生する場合は、受け持つ担当者の格差が生まれます。よって、現状においては少年団からの斡旋はできませんが派遣は難しそうです
- ・保護者コーチのワンマンな指導により、誰もモノ申す人がいなくなってしまうことも防止しなければならない

・「地域クラブ活動」というものが、何を指すものなのか、強化、選手育成・心身の健康増進・余暇提供・部活動のように教育的活動なのかを明確にする

・子供たちの意見を聞いてほしいなどの声も多かった

大垣市中学校部活動地域移行ワークショップ報告

概 要

1 開催概要

(1) 参加者

- ・各競技・種目の関係者（競技団体代表、少年団指導者、外部指導者等）

(2) 議 題

- ・地域移行に関する方針や国の方向性、先進事例等について共通理解を図る。
- ・各競技・種目でどのような地域移行ができそうか、移行するためにはどのような課題や解決方法があるかについて意見交流を行う。

(3) 日 程

1	令和5年8月27日（日）	サッカー①
2	令和5年9月3日（日）	サッカー②
3	令和5年9月9日（土）	軟式野球
4	令和5年9月17日（日）	バレーボール
5	令和5年9月23日（土）	バスケットボール
6	令和5年10月1日（日）	バドミントン・卓球
7	令和5年10月14日（土）	ハンドボール・ソフトテニス
8	令和5年10月22日（日）	剣道
9	令和5年10月27日（金）	吹奏楽
10	令和5年11月1日（水）	合唱

2 意見の概要

各競技・種目によって実情が大きく異なるが、その中で多く寄せられた意見と少数ではあるが参考となる意見は以下のとおり。

(1) 地域移行において、既存の団体として可能な方法

- ・指導者を派遣することが可能である。
- ・少年団の活動に中学生を受け入れたり、少年団の指導者が中学生を指導したりすることが可能である。
- ・保護者クラブを発展させた「あらたな地域クラブ」を立ち上げる。

(2) 課題として捉えていること

- ・実施環境の整備（場所や用具）
- ・継続的な運営をするための財源の確保
- ・指導者の不足（解消のための指導者謝金の設定）
- ・指導者連携や、指導者ライセンスの取得の促進
- ・学校との連携体制の確立
- ・学校施設の開放時間の調整
- ・民間企業や大学との連携
- ・保護者の理解と支援
- ・教員（退職教員を含む）の指導者の協力（兼職兼業）
- ・新たな地域クラブを取りまとめる協議会や運営母体が必要
- ・参加生徒確保のための、地域クラブ活動の案内や説明
- ・子ども達が自身で活動するクラブを選択できる体制

(3) 参考となる意見

- ・地域単位（大垣市をいくつかのエリアに分けたもの）での新たなクラブを設立する。
- ・地元企業との連携を図る。
- ・競技人口の減少も懸念されるため、関係者が力を合わせてPR等を競技者の確保に力を入れるべきである。
- ・教員は在勤校ではなく、居住地で指導者として力を貸してほしい。
- ・地域クラブの在り方について、方針を明確にしてほしい。
- ・学校と関係団体との連携を図るために、関係づくりをしたい。
- ・大会規定の見直しなど、出場できずに子どもが悲しい思いをすることがないようにすべきである。
- ・指導者の質を担保するため、研修会や資格取得を推し進めてほしい。

岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン

令和5年3月
岐阜県教育委員会



清流の国ぎふ

目 次

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定に当たって

- 1 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

I 学 校 部 活 動

- 1 運 営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 管 理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

II 新 た な 地 域 ク ラ ブ 活 動

- 1 新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 運 営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 管 理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

III 大 会 等 の 在 り 方

- 1 大会等の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定に当たって

1 これまでの経緯

- 学校の部活動については、これまで岐阜県教育委員会において、平成28年6月に運動部活動を巡る諸課題に対応し、健全な運動部活動を推進していくために運営や指導の在り方等を示した「岐阜県中学校運動部活動指針」を策定、平成31年3月に運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、部活動全体を通じた方針を示した「岐阜県中学校部活動指針」（以下「県指針」という。）を策定してきた。
- 平成31年（令和元年）には、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を踏まえ、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、これを受け、令和2年に文部科学省から休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示された。
- また、国において、令和4年6月には「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」、8月には「文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言」が取りまとめられた。
- これらを踏まえて、令和4年12月に国において、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体¹による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の移行に取り組むべく「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定された。
- 岐阜県教育委員会においては、令和4年5月から令和5年3月にかけて市町村教育委員会や中学校の代表者、岐阜県中学校体育連盟代表者、岐阜県スポーツ協会代表者、総合型地域スポーツクラブ代表者、PTA代表者、有識者等で構成する「岐阜県中学校部活動のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、県内外における先行実践研究等を踏まえ、学校部活動を地域移行する際の諸課題を洗い出すとともに、持続可能な運営や指導の在り方等について議論を重ねてきた。
- 検討会の議論を経て、令和5年3月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動における学校と地域の連携の在り方や運営・指導において配慮すべき基本的な事項、留意点等を整理した「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）を策定した。
- 県ガイドラインでは、学校部活動の地域移行をめぐる課題解決の視点として、下記の基本方針を位置付けた。
 - ・ 当面、休日の活動を学校部活動として実施する学校においては、「岐阜県中学校部活動指針」の内容を踏まえて活動を実施する。
 - ・ 令和7年度末までを目途に、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させながら、地域の実情に合った運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動への移行を目指す。
 - ・ 少子化等の影響による部員数減少で単一中学校では、活動が成り立たなくなっている現状を踏まえ、

¹ 運営団体：各地域クラブ活動を統括する団体
実施主体：個別の地域クラブ活動を実際に行う主体

同一市町村内や近隣の中学校間で連携を図り、中学校単位から地域単位の活動への移行を目指す。

- ・新たな地域クラブ活動では、指導者資格を有する指導者もしくは指導を希望する教職員（兼職兼業）が指導に当たるようにする。
- ・新たな地域クラブ活動が円滑に実施できるよう県や市町村が支援する。

- 岐阜県教育委員会は、県ガイドラインの施行計画期間を令和7年度までの3年間とし、各市町村及び中学校における進行管理を行うとともに、国の方針や施策及び県の実情を踏まえて、見直しを行うこととする。

2 「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定の趣旨

- 少子化に伴う部員数の減少はもとより、生徒のニーズが多様化する一方で、顧問となることができ教職員数の減少、学校の働き方改革等による部活動時間の縮減などにより、学校単位で部活動を実施することが困難になっている。
- 教育的意義のある部活動を学校単位から近隣の複数校または地域単位で実施する方策を構築していくことが急務となっている。
- これまで岐阜県では、多くの中学校が休日の学校部活動を総合型地域スポーツクラブや保護者会などの協力を得て実施してきた。そうした既存の団体等を活用しながら、学校部活動を新たな地域クラブ活動として移行し、実施することが最良の方法であると考えられる。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。
- 具体的な運営団体・実施主体としては、総合型地域スポーツクラブや市町村体育・スポーツ協会、スポーツ少年団、保護者会、文化芸術団体、あるいは市町村が中心となって関係団体等と連携を図り運営する組織等、地域の実情に応じて、様々な形態がある。
- 本ガイドラインのうち「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」については、地域の実情によって様々な運営団体・実施主体の下で行われる活動を円滑かつ適切に実施するために、学校部活動と同等の活動の基準を示したものである。
- 本ガイドラインは、中学校（義務教育学校後期課程を含む）の部活動及び新たな地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本ガイドラインは、その内容を踏まえて、各市町村教育委員会、学校、スポーツ・文化芸術団体等が、学校や地域の実情にも配慮しながら、持続可能な活動の実現に向けて活動の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、各地域の特色を生かした運営等を行うことが望ましい。
- 県は、本ガイドラインに基づく県内各市町村の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

3 基本方針

「学校部活動」も「新たな地域クラブ活動」も、生徒の生きる力を育成するとともに、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る活動である。

【Ⅰ 学校部活動】

- ・学校の管理下で、学校教育の一環として、教育課程と関連を図った指導を行うものである。
- ・「運営」や「管理」、「指導体制」等については、これまでの県指針で示してきたことを踏襲していくが、単一中学校での実施が困難になっていることや学校の働き方改革を進めることを踏まえ、近隣中学校間で合同部活動として実施したり、休日の活動の指導を部活動指導員や地域の外部指導者に委ねたりするなどの方策を講じる必要がある。
- ・令和7年度末を目途に地域への完全移行を見据え、市町村教育委員会のリーダーシップの下、学校と地域、関係団体、保護者等との協議の場を設け、今ある部活動を新たな地域クラブ活動として行うことができるようにする。

【Ⅱ 新たな地域クラブ活動】

- ・従来の学校部活動に代わり、運営団体の管理下で社会教育の一環として、学校と地域との連携・協働によって整備するクラブであり、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うものである。
- ・活動時間及び休養日等は、学校部活動と同様に、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからぬよう十分に配慮しながら、設定しなければならない。したがって、学校との連携は不可欠で、定期的な情報共有・連絡調整を行うとともに、学校行事を優先することや定期テスト前に活動は行わないことなどの配慮が必要である。
- ・指導者は、教育的な指導が望まれることから指導者資格を有することを原則とする。また、学校部活動の顧問（教職員）が指導者となる場合には、兼職兼業の許可を得るとともに、本来業務への影響と心身に過重な負担が生じないようにする必要がある。
- ・市町村は、新たな地域クラブ活動が学校部活動に代わって地域での生徒たちの活動を担保する役割を果たすことから、学校施設等を優先的に貸し出すとともに減免措置等を行うなど負担軽減に努める。
- ・県や市町村は、新たな地域クラブ活動に対して、相談窓口を設置することや指導者研修等を行うことなど、円滑に実施できるよう支援する。

【Ⅲ 大会等の在り方】

- ・様々な大会等が学校部活動だけではなく、新たな地域クラブ活動の生徒も参加できるようにする。
- ・競技団体等は、生徒の心身や保護者の経済的な負担が過重にならないように、大会等を適正な回数に精選する。
- ・大会の主催者は、これまで学校部活動の顧問（教職員）が担ってきた運営役員やチームの引率等を顧問以外の例えば、外部指導者や保護者等が行うなどの仕組みを作る。
- ・対外試合や大会等への参加における移動については、公共交通機関や貸切バス等の利用、保護者による送迎を徹底する。

I 学 校 部 活 動

1 運 営

部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

(1) 教育活動の一環としての位置付け

○部活動の意義

- ・部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

○部活動への参加

- ・中学校の学習指導要領（平成29年3月告示。令和3年4月施行。）の総則において、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、部活動は同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。
- ・こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意しなければならない。
- ・校長は、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

○生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割

- ・部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図った指導を行うことにより、生徒に下記のような様々な効果をもたらし、生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を担うものである。
- ① 運動部活動は、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進につながる。文化部活動は、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養につながる。
- ② 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ③ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

(2) 学校部活動に関する方針の策定等

○方針の策定等

- ・学校の設置者は、本ガイドラインを参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ・校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会

日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

- ・校長は、前記の活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 学校の地域性や特色を生かした部の設置

○学校に設置する部活動数

- ・校長は、各運動部において複数顧問体制による運営が可能となる部活動数を設置する。ただし、男女別に共通の種目を設置する場合に、各顧問1名の他、別の顧問1名が男子部、女子部を兼任するなど、設置する運動種目に応じて弾力的に運営する。
- ・文化部活動の顧問人数については、運動部活動における指導体制と一律に考えるのではなく、設置しようとする文化部活動の活動内容等から、複数顧問体制による運営の必要性を検討し、学校に設置する部活動数を決定する。
- ・校長は、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

○生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・校長は、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域における総合型地域スポーツクラブや他のクラブ等の設置状況を考慮し、特色を生かした部活動となるようスポーツ・文化芸術活動を選定する。
- ・校長は、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に仲間と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動も行うことができる環境を整備する。

(4) 複数校合同部活動の促進

○複数校合同部活動の設置基準

- ・単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない、部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない、また、専門的な指導ができる顧問がいないなどの運営上の問題がある場合に、近隣校と連携・協力し、複数校合同(同一市町村内において、校数を問わず部を合同設置する拠点校方式を含む)で部活動を設置し、行うことができるようにする。

<複数校合同部活動を行う場合の原則>

- ① 希望する中学校に、それぞれ部を設置し、顧問を置いている。
- ② 中学校、生徒、保護者共に希望している。
- ③ 顧問又は保護者の引率により、安全に移動ができる。
(ただし顧問が引率する場合は、公共交通機関に限る。)
- ④ 関係校の校長が、互いに承認している。
- ⑤ 関係校間で、指導目標及び方針、指導計画等の調整を行い、共通理解を図る。

○複数校合同部活動の運営上の留意点

- ・複数校合同部活動は、希望するスポーツや文化芸術等の活動等をやりたいという生徒の願いに応えるための措置であり、例えば、競技力や技術力の高い生徒を集め強いチームを編成するといった勝利至上主義を目的とするものではないことに十分留意する。
- ・複数校合同部活動を実施する際には、活動中の事故防止とともに、移動中の事故防止についても十分注意する。
- ・運動部活動において複数校が合同で構成したチームの大会参加については、出場する大会要項等の規定²に従う。文化部活動において複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加についても、参加する大会等の規定に従う。
- ・県や市町村は、複数校合同部活動で実施しているチームや生徒が大会等に参加することができるよう、大会等を主催するスポーツ・文化芸術団体等に働きかける。

(5) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫

○教育課程外の教育活動の重点化

- ・校長は、定期試験前後の一定期間等、各部活動共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることなど、地域や学校の実態を踏まえ、休養日や活動時間を設定する。
- ・平日の部活動の計画に当たっては、部活動を実施する日としない日を設けるなど、同一週内における教育課程外の教育活動の重点化を図るとともに、週時程や日課を工夫するなどして、ある程度まとまった活動時間を確保できるようにする。

2 管 理

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様なものに目を向け、学習にも集中して取り組めるようにするなど、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにする。また、顧問となる教職員の負担軽減にも配慮する。

(1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

○活動時間

<平 日>

- ・始業時刻前に活動を行うかどうかについては、その活動が生徒の健康安全上や教職員の勤務時間

² 大会要項等の規定：複数校合同チーム参加規定 <2 条件>

それぞれの学校教育計画に基づいて活動しており、岐阜県中学校体育連盟に加盟していること。
合同チームとして参加できる種目は、個人種目のない6競技とし、編成基準は次の通りとする。

- ① 既定の人数を下回った2校間または3校間を原則とする。
- ② 既定の人数以上の学校と既定の人数を下回る2校以上による編成も可とする。
- ③ 合同チームの編成範囲は、同一地区を原則とするが、各関係校長が同意した場合は地区を越えて編成することができる。
- ④ 前年度中体連以降に上記①～③の条件での実績がある場合は、当年度についても県中体連会長の承認を経て、合同チームを編成して岐阜県大会に参加することができる。

(岐阜県中学校体育連盟)

の視点から真に必要なかを判断すること。

- ・放課後の活動終了時刻は、各学校が生徒の下校時の安全確保ができるよう、日没時刻を考慮して学校が設定する。
- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

<休日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）³を設ける。

○活動時間や休養日に関する留意点

- ・運動部活動及び文化部活動における活動時間や休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ・学校の設置者は、「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記の基準を踏まえて活動時間及び休養日を設定し、明記する。また、後記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ・学校部活動も学校部活動を補完する目的で実施する保護者会等のクラブ活動も同一の活動であると考え、休養日を設定する必要がある。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

○大会及び対外試合・コンクール等への参加

- ・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合、文化芸術等の大会・コンクール等を精選し、計画的に参加する。
- ・年末年始やお盆期間等は、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。

○長期休業中の活動

- ・学期中の活動基準を踏まえ、各学校が、無理のない活動日を設定する。

³ 部活動やスポーツ・文化芸術活動から離れ、家族との時間や自分の余暇等の時間に充てることができるよう1～2週間程度の休みを想定。

○顧問となる教職員の負担軽減

- ・休日の部活動の指導業務に当たる時間は、原則1か月に15時間程度とする（ただし、大会等を除く）。
- ・休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設ける。
- ・校長は、教職員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

（２）生徒の心身の健康管理と事故防止

○生徒の健康管理

- ・顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習や活動となるよう留意する。

○事故の未然防止

- ・校長は、けがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。

○熱中症事故の未然防止

- ・市町村教育委員会及び校長は、学校の部活動において、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- ・気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。
- ・大会等の主催者は、高温や多湿時⁴において、大会等が予定されている場合については、大会の延期や運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・顧問は、高温や多湿時の広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒数の配慮⁵及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康に関する管理と教育を徹底する。
- ・顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や身体の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

⁴ 高温や多湿時：熱中症予防の湿度指標として、WBGTが用いられます。WBGTは気温（乾球温度）、湿度（湿球温度）と輻射熱（黒球温度）の3要素から算出され、WBGT31℃以上では、「特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。」とされています。

（「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」 公財 日本スポーツ協会）

⁵ 参加生徒数の配慮：熱中症事故には、大会中の応援や補助員の生徒が該当している事案も複数あることから、試合等に出場する最小限の生徒数で参加することを表しています。

3 指導体制

生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、顧問、部活動指導員、外部指導者が連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 部活動指導員及び外部指導者の発掘・活用の工夫

○部活動指導員及び外部指導者の発掘

- ・市町村教育委員会は、競技や実技等の経験がない、指導経験が浅い教職員が顧問となる場合の専門的な技術指導や生徒のニーズ等に応じた指導の充実に努めるため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等との情報交換等により、部活動指導員及び外部指導者の発掘に努める。

○部活動指導員及び外部指導者の活用

- ・部活動指導員を配置する場合には、市町村教育委員会が地方公務員である非常勤職員として任用し、学校長の指揮命令下で勤務することが必要である。
- ・外部指導者を各部活動に活用する場合には、市町村教育委員会、若しくは校長が、年度ごとに委嘱を行う。
- ・外部指導者の委嘱をする場合には、学校の指導目標及び方針、各部活動の活動目標及び方針、指導計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、校長、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

<外部指導者との共通理解の場>

- ・学校（校長、各顧問等）、各部活動保護者代表、全外部指導者による「三者代表者会」
- ・各部活動の顧問、全保護者、外部指導者による「三者連携会議」

(2) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

○適切な指導の実施

- ・生徒の意欲や自主的・自発的な活動を促し、参加の効果を一層高めるために、各部活動の顧問間で指導内容や方法等について十分な共通理解を図り、一貫した指導に努める。
- ・校長、顧問、部活動指導員、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰やハラスメント等のない指導に徹する。
- ・体罰やハラスメント等を行った顧問に対しては、当該部活動の指導を中止するとともに、市町村教育委員会の指導の後、県教育委員会が厳正に対処する。
- ・外部指導者が体罰やハラスメント等を行った場合には、市町村教育委員会または校長は、その委嘱を解き、部活動への指導に当たさせない。
- ・顧問及び部活動指導員、外部指導者は、当該運動種目や文化芸術等の分野・活動等における技術的な指導とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、向上させる。

○指導者の資質向上を図るための研修会等の開催

- ・県教育委員会は、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、効果的な指導及びスポーツ障害の防止等に活用できるよう、管理職、顧問及び外部指導者を対象とした研修会等を開催する。

- ・校長は、顧問が上記講習会等に参加できるよう配慮する。
- ・市町村教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、任用前及び任用後の定期において研修を行う。内容については、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の適切な対応を行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等である。

（３）指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上

○指導経験の浅い顧問の指導技術の向上

- ・顧問は、部活動での指導内容や方法等について交流するなど、指導技術の向上に努める。

○指導経験の浅い顧問の指導技術の向上を図るための講習会等の開催

- ・県教育委員会は、初めて部活動を担当する顧問や指導経験の浅い顧問のニーズを把握し、大学等の研究者、関係団体、専門的な技術指導力を有する教職員等の協力を得て、効果的な指導技術を学ぶ講習会等を開催したり、指導の参考となる手引き⁶等を配付したりして、指導技術の向上を図る機会と場の充実に努める。
- ・校長は、指導経験の少ない顧問が上記講習会等に参加できるよう配慮する。

（４）複数顧問体制による指導

○事故等の未然防止と不測の事態への対応

- ・各部活動には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。ただし、文化部活動の顧問を一人顧問とする場合においては、校外における活動等、活動内容に応じて不測の事態が発生した場合にも適切な対応ができるよう、他の部活動顧問との連携を図り、校内における救急体制を整備しておく。
- ・各部活動の活動時に、顧問や部活動指導員が１人で指導に当たる場合には、外部指導者や同一場所で活動する他の顧問と連携、協力して指導に当たる。

4 配慮事項

学校部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

（１）学校部活動への参加

○学校部活動への参加の在り方

- ・学校部活動への参加については、生徒一人一人の意思を大切にすることが必要であり、自主的・自発的な参加を原則とし、学校部活動への参加が強制にならないようにする。

⁶ 指導の手引き：中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引。

- ・校長は、スポーツや文化芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等部活動の教育的効果から、学校や地域の実情に応じて、生徒全員への参加を勧めるに当たっては、個々の生徒の家庭や地域における活動が優先されるよう十分配慮する。
- ・校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- ・各部活動の顧問は、所属する第3学年の生徒の岐阜県及び各郡市中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）が主催する「中学校総合体育大会」への登録・出場、文化芸術等の大会・コンクール等への参加に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目や文化芸術等の分野・活動等を選択し、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

（２）関係機関・団体等との連携

○県中体連との連携

① 中学校における運動部活動の在り方の共通理解

- ・県教育委員会は、県内の運動部活動に取り組む中学生にとって最大限の教育的効果を生む運動部活動となるよう、県ガイドラインに示す中学校における部活動の在り方やそれに基づく中学校総合体育大会の運営等の在り方、体罰・ハラスメント等の根絶を目指した指導の在り方等について、県中体連と十分な共通理解を図る。

② 複数校合同部活動の促進

- ・**①**（４）「複数校合同部活動の促進」（再掲）
- ・県教育委員会は、「複数校合同チーム」の規定について、大会参加のための救済措置ではなく、学校や地域の特色を生かした「複数校合同部活動」の設置が促進されるよう、中体連と早期実現を目指した連携を図る。

○関係機関・団体等との連携

① 部活動指導員及び外部指導者の発掘

- ・**③**（１）部活動指導員及び外部指導者の発掘・活用の工夫（再掲）
- ・県教育委員会は、部活動指導員及び外部指導者の活用が促進されるよう、関係団体等との情報交換等により、各地域における専門的な技術や知見等を有する指導者の情報等を把握し、市町村教育委員会等への情報提供に努める。

② 中学生の競技力の向上、選手の育成・強化

- ・県教育委員会は、中学生の競技力の向上、選手の育成・強化について、関係機関やスポーツ関係団体等との情報交換や連携を図る。

③ 学校部活動の地域連携

- ・公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）、県及び地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は市町村教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。また、各分野の

文化芸術団体等は、県又は市町村教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。さらに、市町村教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- ・校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

(3) 適切な会計管理

○部費等の徴収

- ・部費等の徴収については、保護者が互いの理解を得て行うものとする。中学校は保護者会において目的や使途等を明確にするよう助言する。

○部費等の管理

- ・部費等の管理方法は、口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。
- ・会計処理は、保護者が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。

○物品等の購入にかかる業者の選定

- ・物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

1 新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行を進める。

(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

○休日の活動の在り方等の検討

- ・まずは、休日における地域の環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、部活動顧問と地域クラブ指導者、さらには保護者会等で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等を共有する機会を定期的に設ける。
- ・地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことも考えられるため、どのような進め方が当該地域に相応しいかについては、関係者間で検討した上で方針を決定する。

○検討体制の整備

- ・県及び市町村は、新たな地域クラブ活動への移行において、地域の実情等に応じて、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、現在学校部活動として実施している運動部及び文化部の活動を継承・発展させるための実施主体や活動のスケジュールなどを検討する。また、関係者間の連絡・調整などを行うコーディネーターを必要に応じて配置する。
- ・県は、指導者の状況とともに、市町村を越える取組などを支援するために、県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、市町村に提供するなど、広域的な調整や助言・支援を行う。
- ・県及び市町村体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。
- ・県及び市町村競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。
- ・学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(2) 段階的な体制の整備

- ・学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進める。
- ① 総合型地域スポーツクラブや保護者会が運営するクラブ等の既存の組織を運営団体・実施主体として活用する。既存の団体がない場合は、学校の設置者等が中心となって新たな団体を立ち上げる必要がある。
- ② 市町村が運営団体となり、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等

と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制をつくる。

※なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、近隣の学校間での合同、さらには市町村の枠を越える合同等により、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

(3) 新たな地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ・休日の学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行については、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受けて、県においては令和7年度末までにすべての学校部活動の休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行することを目標とする。ただし、中山間地域をはじめ、市町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととする。なお、県及び市町村は、そのために必要な指導助言を行う。
- ・県及び市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。
- ・新たな地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うことから、学校との連携を図るとともに、本ガイドラインを遵守し、適切に活動を行う。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、目的や活動内容、運営方法等が記された規約等を作成する。

2 運 営

新たな地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と連携し運営を行う。

(1) 運営団体・実施主体

○地域スポーツ団体・文化芸術団体等の整備充実

- ・市町村は、関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブや市町村スポーツ協会、スポーツ少年団、保護者会、文化芸術団体、あるいは市町村が中心となって関係団体と連携を図り運営する組織など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体が運営団体・実施主体となる。なお、市町村が運営団体になることもある。
- ・運営団体・実施主体は、様々な責任問題に対応する学校に代わって、中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。
- ・地域移行に係る問い合わせに対応する窓口として、県と市町村のそれぞれに事務局を設置する。

(2) 関係者間の連携体制の構築等

- ・県及び市町村は、運営団体・実施主体のみに任すことなく、教育委員会、市町村地域スポーツ又は文化振興担当部署などが、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。なお、地域クラブ間においても、相互連携を図る。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。
- ・地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応については、管理責任は運営団体・実施主体にあるが、学校も含め県や市町村の事務局と連携して対応する。
- ・文化系部活動の地域移行については、吹奏楽部など校舎内で行う場合、教職員が活動を見届ける必要があり、負担が生じる。これを解消するために、文化芸術団体等が運営団体・実施主体となった組織や、地域の公民館等を使用して複数の学校が合同して実施する体制を構築する。

3 管 理

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様なものに目を向け、バランスのとれた心身の成長ができるようにする。

(1) 活動時間及び休養日等の設定

- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

○活動時間

<平 日>

- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

<休 日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

- ・週当たり2日以上以上の休養日进行を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）³を設ける。

○活動時間及び休養日に関する留意点

- ・活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ・地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

(2) 活動場所

- ・市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

(3) 活動内容

- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、休日や長期休業中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画できるようにする。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(4) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等に対して、加入説明会の際に、費用等に係る理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、会費や指導者への謝金の支払い等は口座で管理し、公正かつ適切な会計処理を行い、適宜、会計報告等を実施する。
- ・市町村は、新たな地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援等の取組を進める。

(5) 保険の加入

- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、保険への加入を義務付ける。
- ・加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定する。
- ・規約等にも保険加入に関する条項を位置付ける。

4 指導体制

生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運営団体・実施主体の責任者や指導者等が必要に応じた連携を図り、地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 指導者の掘り起こし

- ・学校部活動で指導を担っていた部活動指導員、市町村で委嘱している外部指導者、各競技団体・スポーツ少年団の指導者、競技・活動経験のある大学生、文化芸術団体の指導者など、様々な関係機関から指導者を確保する。
- ・県及び市町村は、関係機関の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、部活動の教育的意義等を理解した者を登録した人材バンクを整備する。
- ・県、市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

(2) 指導者の育成

- ・県は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会と連携し、部活動の段階的な地域移行に伴う指導者不足を解消するため、指導者確保に向けた指導者育成研修会を継続的に開催し、持続可能な活動のための環境を整備する。また、指定された研修を終えた指導者には、指導者ライセンスを交付する。
- ・県は、上記指導者ライセンスや公認スポーツ指導者等の指導者資格を保有した指導者が指導にあたるよう、関係機関に対して指導者資格の取得を促進する。
- ・ライセンスを交付された指導者が不適切な指導を行った場合は、新たな地域スポーツクラブを所管する県及び市町村と県スポーツ協会が協議し、一定期間指導から離れるなどの処分を検討する。
- ・上記の指導者育成研修会について、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等から構成されたプログラムとなるよう努め、適宜必要な見直しを行うこととする。

(3) 適切な指導の実施

- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導手引を活用して、指導を行う。

(4) 教職員の兼職兼業

- ・市町村教育委員会は、国が示す手引き等も参考にし、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ新たな地域クラブ活動での指導を強く希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。その際、小学校の教職員で指導を希望する方も一定数いるため、本人の意思確認を行い、兼職兼業の手続きを進める。
- ・教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教職員の本人の意思を尊重し、指導を望んでいな

いにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教職員を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教職員の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。
- ・指導者が不足する地域においては、当面の間、教職員の指導が必要になることも考えられるため、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

5 配慮事項

新たな地域クラブ活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

(1) 地方公共団体における総合的・計画的な取組

- ・県及び市町村は、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- ・各市町村においては、県の方針を参考として地域の実態に応じた方針等を示す。また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、必要な指導助言、支援を行う。

(2) 平日の活動（再掲）

- ・平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。
- ・地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(3) 適切な運営に向けて

- ・県及び市町村は、新たな地域クラブ活動が前記[2]～[4]に示した内容に沿って適正に行われるよう、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

Ⅲ 大会等の在り方

1 大会等の在り方

活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、新たな地域クラブ活動の参加者のニーズ等に対応した、持続可能な運営がされる大会等を目指す。

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保と適切な大会数

- ・ 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、新たな地域クラブ活動等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において見直しを行う。
- ・ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動等も参加できる大会等に対する支援の在り方を見直し、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うことを検討する。
- ・ 改革推進期間においては、学校部活動と新たな地域クラブ活動の両方が存在する状況が想定されることから、それぞれに所属する生徒に公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、大会等の主催者は参加登録の在り方を見直す。
- ・ 岐阜県中学校総合体育大会への参加において、校長は、運動部を設置していない中体連加盟種目について、学校管理下外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、校長が認めた外部指導者を監督として大会に参加できるよう配慮する。
- ・ 大会等の主催者は、生徒の心身や保護者の金銭的な負担が過重にならないよう、大会の開催に当たっては、種目ごとに適正な回数に精選する。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

○大会等への参加の引率

【学校部活動】

- ・ 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教職員が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。
- ・ 市町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、大会等の主催者は、市町村関係者に対して、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう要請する。

【新たな地域クラブ活動】

- ・ 新たな地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

○大会運営への従事

- ・ 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせる場合においては、必ず本人の意思を尊重した上で業務に当たらせる。また、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

- ・大会等の主催者は、大会等に参加する学校や新たな地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意するか否かの本人の意思確認を確実に行った上で、部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ・教育委員会や校長は、大会運営に従事する教職員の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、学校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認するなど、適切な服務監督を行う。
- ・新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- ・教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教職員を含め、教職員が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行った上で、兼職兼業等の許可を判断する。

(3) 生徒の安全確保

- ・大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避けるなど、大会関係者等と検討を行う。
- ・大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。
- ・大会等の主催者は、大会の日程が過密になり、限られた期間に集中して実施することがないように十分に配慮する。また、やむを得ず天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。
- ・対外試合や大会等への参加における移動については、原則、公共交通機関を使用する。
- ・会場までの移動手段は、公共交通機関や貸切バスの利用、保護者による現地集合現地解散を徹底する。
- ・遠征等については、移動距離や回数等の検討を運営団体・実施主体に依頼し、適正なものとなるようにする。

大垣市中学校部活動地域移行検討委員会

1 委員名簿

No.	区 分	所属団体等	氏 名
1	学識経験者	岐阜協立大学 経営学部 教授	竹内 治彦
2	学識経験者	岐阜大学教育学部 准教授	長谷川 哲也
3	学識経験者	岐阜協立大学 経営学部 教授	高橋 正紀
4	保護者代表	大垣市 PTA 連合会（中学校）	松村 麻里
5	保護者代表	大垣市 PTA 連合会（小学校）	寺元 陽子
6	スポーツ活動団体	大垣市体育連盟 事務局長	横尾 宣幸
7	スポーツ活動団体	大垣市体育連盟 少年スポーツ委員会	川瀬 尚志
8	スポーツ活動団体	大垣市スポーツ少年団	山口 敏文
9	文化活動団体	大垣市文化連盟 役員	西脇 義照
10	学校関係者	中学校長会長	高橋 淳
11	学校関係者	小学校長会長	小竹 康一
12	学校関係者	大垣市中体連	原川 拓雄

2 事務局名簿

No.	区 分	役 職	氏 名
1	事務局	教育長	細江 敦
2	事務局	教育委員会事務局長	平松 善幸
3	事務局	庶務課長	小塩 敏成
4	事務局	学校教育課長	伊藤 英宣
5	事務局	社会教育スポーツ課長	林 昭義
6	事務局	社会教育スポーツ課参事	水野 哲也
7	事務局	庶務課主幹	吉安 正和
8	事務局	社会教育スポーツ課主幹	洞口 直樹
9	事務局	学校教育課主幹	林 のり子
10	事務局	学校教育課主任指導主事	塚本 陽治
11	事務局	学校教育課主任指導主事	鈴木 宏教
12	総括コーディネーター	スポーツデータバンク(株)	筑井 祥 長瀬 貴紘

3 要 綱

大垣市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中学校部活動の地域移行に関する方針を検討するため、大垣市中学校部活動地域移行検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中学校部活動地域移行の構想及び計画に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、13人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) スポーツ活動団体関係者
- (4) 文化活動団体関係者
- (5) 学校関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。